

# カーボン・ニュートラル認証基準（案）

平成 23 年 7 月 5 日

## 目次

第 1 章 総則.....	2
1.1 目的 .....	2
1.2 国際的な基準との整合性 .....	2
1.3 カーボン・ニュートラルとは .....	2
1.4 用語 .....	2
1.5 基本原則 .....	3
1.6 その他.....	3
第 2 章 カーボン・ニュートラル認証 .....	4
2.1 申請 .....	4
2.2 検証 .....	7
2.3 認証 .....	8
第 3 章 カーボン・ニュートラル計画認証 .....	10
3.1 計画申請 .....	10
3.2 計画検証 .....	11
3.3 計画認証 .....	11
3.4 計画認証後の計画変更 .....	13
付属書 1：当分の間の特例 .....	15

## 第1章 総則

### 1.1 目的

本基準は、カーボン・オフセットの取組を更に深化させたカーボン・ニュートラルの取組について、我が国におけるカーボン・ニュートラルの考え方等を明らかにするとともに、カーボン・ニュートラルの取組が適切なものであることを認証するために必要な要求事項及び手続等を定めることにより、事業者等にとって取り組みやすく、また、市民から見て分かりやすく信頼性が確保されたものとなり、もってカーボン・ニュートラルの取組が広く普及することを目的とする。

### 1.2 国際的な基準との整合性

本基準は、国際的に通用しうる信頼性の高いカーボン・ニュートラルの取組を我が国において推進するため、JIS Q 14064（我が国における ISO14064）規格群に準拠した基準として、JIS Q 14064 規格群の要求事項に対する追加的な要求事項により構成されている。JIS Q 14064 改訂等により本基準と齟齬が生じる内容が定められた場合は、JIS Q 14064 規格群の定めに従うものとする。

### 1.3 カーボン・ニュートラルとは

本基準において、カーボン・ニュートラルとは、市民、企業、NPO/ NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの責任と定めることが一般に合理的と認められる範囲の温室効果ガス排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部を埋め合わせた状態をいう。

### 1.4 用語

本基準において用いる用語は、表1に定める場合を除くほか、JIS Q 14064 規格群において使用する用語の例による。

表1 本基準において定める用語

用語	定義
カーボン・ニュートラル検証	カーボン・ニュートラルを達成したと主張する温室効果ガスの排出量等の情報（以下「カーボン・ニュートラル報告書」という。）が、本基準の要求事項を満たし適正に作成されているかどうかを評価すること
カーボン・ニュートラル計画検証	カーボン・ニュートラルを達成するために必要な取組や体制等を記載した計画（以下「カーボン・ニュートラル計画」という。）が、本基準の要求事項を満たし適正に作成されており、かつ確実に実施される見込みがあるかどうかを評価すること
カーボン・ニュートラル認証	カーボン・ニュートラル検証等の結果に基づき、本基準に定めるカーボン・ニュートラルを達成していることを認証すること
カーボン・ニュートラル計画認証	カーボン・ニュートラル計画検証等の結果に基づき、カーボン・ニュートラル計画が本基準の要求事項を満たし適正に作成されており、かつ確実に実施される見込みがあると認証すること

削減・吸収クレジット	温室効果ガスの排出削減・吸収量を認証したもの
活動の境界	カーボン・ニュートラル認証又はカーボン・ニュートラル計画認証の対象となる活動の境界
算定対象範囲	活動の境界に含まれる排出源のうち、温室効果ガスの算定対象となる排出源の範囲
対象期間	その排出量を上回る削減・吸収クレジットで無効化を行うべき算定対象範囲の排出量を算定の対象とする期間

## 1.5 基本原則

本基準における要求事項の基本となり、様々な取組や主張を判断する際の基礎となる基本原則は、表2に定めるとおりである。

表2 本基準における基本原則

原則	内容
適切性	選択された算定対象範囲の設定や算定の方法は、意図した利用者の意思決定に資するような情報が生成されるような方法であること
完全性	活動の境界に係る排出源が漏れなく特定され、算定対象となる排出源のすべてについて温室効果ガス排出量が漏れなく算定されていること
一貫性	同一の方法やデータ類を使用し、各期間において排出量が比較可能なように算定が行われていること
正確性	偏りと不確かさを可能な限り減らし、要求される精度が確保されていること
透明性	意図した利用者が合理的な確信をもって判断できるよう、温室効果ガスに係る十分かつ適切な情報が提供されること

## 1.6 その他

### 1.6.1 参照文書

本基準の参照文書は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、実施に当たっては本基準が参照文書に優先する。

- ①適合性評価－適正実施規準（JIS Q 0060：2006）
- ②適合性評価－用語及び一般原則（JIS Q 17000：2005）
- ③適合性評価－第三者適合マークに対する一般要求事項（JIS Q 17030：2004）
- ④環境ラベル及び宣言－一般原則（JIS Q 14020：1997）
- ⑤環境マネジメント－用語（JIS Q 14050：2002）
- ⑥環境マネジメント－ライフサイクルアセスメント－原則及び枠組み（JIS Q 14040：1997）
- ⑦環境マネジメント－環境コミュニケーション－指針及びその事例（JIS Q 14063：2007）
- ⑧社会的責任に関する手引き（ISO 26000：2010）
- ⑨エネルギーマネジメント－要求事項及び使用のための手引き（ISO-DIS50001：2010）
- ⑩環境表示ガイドライン（環境省 改訂二版：2009）

### 1.6.2 守秘義務

カーボン・ニュートラル認証を行う者（以下「認証主体」という。）及び認証主体が業務を委託した者並びに検証機関は、認証等の業務において知り得た非公知の情報に

ついて守秘する義務を負い、その業務の目的以外に使用し、又は他に開示・漏洩してはならない。

認証主体及び申請者・認証取得者は、個人情報の保護について、環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 21 年 12 月環境省告示第 8 号）を参照し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従い適正に取り扱うほか、認証主体においては、その内規に従うものとする。

## 第 2 章 カーボン・ニュートラル認証

### 2.1 申請

本基準に基づきカーボン・ニュートラル認証を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、対象期間の温室効果ガス排出量の削減と算定を行い、温室効果ガス排出量以上の排出量クレジットの無効化し、別に定める様式に従い、カーボン・ニュートラル報告書を作成し、検証を受検し、検証機関により発行された検証報告書を添えて、認証主体にカーボン・ニュートラル認証の申請を行わなければならない。

#### 2.1.1 申請者の要件

本基準における申請者の要件を次に定めるとおりとする。複数の者が共同して申請を行う場合は、代表者を定めた上で、相互の役割分担を明確にしなければならない。

- ① 法人格を有する者であること
- ② 認証主体及び検証機関から独立し、利害関係を有しておらず、かつ、国内外における法令を順守している者であること

#### 2.1.2 カーボン・ニュートラルの取組に係る活動の境界等の設定

申請者は、本基準における活動の境界、算定対象範囲、対象期間、基準年を、次に定める要求事項に沿って設定しなければならない。

- ① 自らの事業活動（温室効果ガスの吸収に寄与する活動を除く。）及び責任の範囲等を踏まえ、活動の境界を設定しなければならない。ただし、当分の間、合理的な理由を示した上で、算定・報告・公表制度における特定事業所などその活動の一部のみを活動の境界とすることができる。
- ② 活動の境界に含まれる排出源のうち、温室効果ガスの算定の対象となる排出源を特定し、算定対象範囲を設定しなければならない。  
算定対象範囲は、申請者の活動に係る直接的な温室効果ガス排出量（以下「スコープ 1 排出量」という。）、エネルギー起源の間接的な温室効果ガス排出量（以下「スコープ 2 排出量」という。）のすべてを含むものでなければならない。ただし、合理的な理由を示し、その一部のみを含むものとするができる。
- ③ ライフサイクルアセスメントの考え方に基づき、申請者の活動に係る他者の排出源を把握し、その他の間接的な温室効果ガス排出量（以下「スコープ 3 排出量」という。）を算定対象範囲に含めるよう努めなければならない。

スコープ 3 排出量の算定に当たっては、合理的な算定方法を設定できない等算定が困難な場合を除き、算定対象範囲はできる限り広く設定することが望ましい。

- ④ 申請者が任意に定める開始日から 1 年以上の期間において、対象期間を設定しなければならない。

- ⑤ 2.1.4 で行う温室効果ガス排出削減量評価のため、平成2年度以降の任意の年度から、合理的な理由を示した上で、基準年又は基準年度を選択し、基準となる排出量を設定しなければならない。設定においては、複数年の平均を用いることができる。

### 2.1.3 温室効果ガス排出量等の算定方法の設定

(1) 申請者は、温室効果ガス排出量の算定や、温室効果ガス排出削減の取組を評価するに当たって用いる算定方法を、次に定めるとおり設定しなければならない。申請者は、カーボン・ニュートラルの取組の実施に当たり、データ収集、算定、記録を行うための、適切かつ有効な管理体制を構築しなければならない。

- ① 2.1.2 で設定した算定対象範囲における各スコープに対応する排出源を特定し、各排出源に応じた排出量をCO<sub>2</sub>換算の「トン」単位で算定しなければならない。
- ② 算定方法は排出源ごとに定めなければならない。
- ③ 活動量のデータは、その根拠を示すとともに、一定の精度を確保できる手法により測定し、管理しなければならない。
- ④ 排出係数について、標準値を採用する場合、当該排出活動の排出係数として一般的に認められているものを用いなければならない。また、標準値を採用しない場合は、当該排出係数の根拠を示さなければならない。
- ⑤ 算定に必要なデータ及び算定方法に基づき、排出量を小さく見積もらないように算定しなければならない。
- ⑥ 算定に必要なデータを文書等で記録し、算定結果を検証可能な状態にしなければならない。
- ⑦ 算定に必要なデータは、算定の際に入手可能な最新の値を用いなければならない。用いることができない場合は、合理的な理由を示さなければならない。
- ⑧ 算定が複数年度にわたる場合等各年度における温室効果ガスの排出量及び削減量の算定において使用する活動量や排出係数が算定対象期間内に変更されている場合は、その合理的な理由を示すとともに対応を記録しなければならない。
- ⑨ 他者の作成するデータを引用する場合は、公表者及び公表年度等に一貫性のある値を使用しなければならない。一貫性のある値を使用できない場合は、その合理的な理由を示さなければならない。

(2) 算定方法の設定に当たっては、次に掲げるガイドラインのいずれかを参照し、当該ガイドラインの名称及び当該ガイドラインを選択した理由を示した上で、算定方法を設定することができる。

#### ① 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（環境省・経済産業省）

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において用いられているマニュアル。同制度の対象外となっている申請者であっても当該マニュアルによる算定を行い、本基準上の温室効果ガス排出量とすることができる。

#### ② 試行排出量取引スキームにおける「自主行動計画非参加企業向けモニタリング・算定・報告ガイドライン」（内閣官房、経済産業省、環境省）

試行排出量取引スキームに参加していない申請者や、自主行動計画に参加していない申請者であっても当該ガイドラインを用いることができる。

③ The Greenhouse Gas Protocol Corporate Standard (GHG プロトコルイニシアティブ)

④ 自主参加型国内排出量取引制度における「モニタリング・報告ガイドライン」(環境省)

自主参加型国内排出量取引制度に参加していない申請者であっても当該ガイドラインを用いることができる。

なお、スコープ3排出量については、環境省「サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量算定方法検討会」の最新の検討結果又はGHGプロトコルイニシアティブ「The Greenhouse Gas Protocol Scope 3 Accounting and Reporting Standard (第2案)」の最新版の結果を用いて算定方法を設定することができる。

#### 2.1.4 温室効果ガス排出量の算定および温室効果ガス排出削減の取組

申請者は、温室効果ガス排出削減の取組を行いつつ、対象期間における算定対象範囲の温室効果ガス排出量を、2.1.3のとおり設定した算定方法により算定するとともに、次に定めるとおり、温室効果ガス排出削減努力を評価しなければならない。

- ① 算定対象範囲における温室効果ガス排出量の削減（総量削減又は原単位改善）のための取組を実施し、基準年の排出量と比較して定量評価を行わなければならない。なお、自らの活動の境界から創出された削減・吸収クレジットのうち、2.1.6の要件を満たすものを無効化した分については、温室効果ガス排出削減量として算入することができる。
- ② 法令等によって温室効果ガス排出削減目標の達成が求められている場合、当該法令を遵守していなければならない。

#### 2.1.5 カーボン・ニュートラルの対象となる温室効果ガス排出量の確定

申請者は、2.1.4のとおり算定された温室効果ガス排出量をカーボン・ニュートラルの対象となる温室効果ガス排出量としなければならない。ただし、スコープ3排出量については、算定されたものであっても、カーボン・ニュートラルの対象となる温室効果ガス排出量から除外することができる。

#### 2.1.6 削減・吸収クレジットの調達と無効化

申請者は、2.1.5のとおり確定した温室効果ガス排出量以上の量の削減・吸収クレジットを調達し、無効化しなければならない。無効化に当たり、申請者は、削減・吸収クレジットの種別、シリアル番号及び削減・吸収クレジットを管理する者からの証明書を提示し、当該削減・吸収クレジットが確実に無効化されたことを証明しなければならない。本基準において用いることができる削減・吸収クレジットは、次に定めるとおりとする。

- ① 気候変動に関する国際連合枠組条約（平成6年条約第6号）の京都議定書に定める京都メカニズムクレジット（AAU, ERU, CER 及び RMU。ただし、日本国内で発行される AAU 及び RMU を除く。AAU については、温室効果ガスの排出量削減・吸収源の確保につながるものであることを申請者が証明しなければならない。）
- ② 以下の条件をすべて満たしていることが証明できる削減・吸収クレジット
  - a) 日本国政府又は地方公共団体（以下「日本国政府等」という。）が運営している JIS Q 14064-1 又は JIS Q 14064-2 に準拠した制度において、我が国における IAF（International Accreditation Forum）の MLA (Multilateral Recognition Arrangement) に署名している認定機関による JIS Q 14065 認定を取得した検証機

関が、JIS Q 14064-3 に準拠した検証を行い、日本国政府等が温室効果ガスの削減量等を認証していること

b) 日本国政府等による登録簿により管理されていること

c) 日本国政府等により温室効果ガスのモニタリング、報告、検証のためのガイドラインが定められていること

## 2.2 検証

検証を行う者（以下「検証機関」という。）は、申請者からの依頼に基づき、申請者の取組が本基準の要求事項を満たしているかを審査し、別に定める様式に従い、検証報告書を発行しなければならない。検証は、JISQ14064-3 に準拠するほか、次に定める要求事項を満たすものでなければならない。

### 2.2.1 検証の目的

検証は、申請者が作成したカーボン・ニュートラル報告書が本基準に適合しており、申請者の取組がカーボン・ニュートラルの状態であるという意見を表明し、当該取組が認証主体に認証されることを目的とする。

### 2.2.2 検証機関の要件

検証機関は、JIS Q 14064-1 又は JIS Q 14064-2 に準拠した制度を利用して、我が国における IAF (International Accreditation Forum) の MLA (Multilateral Recognition Arrangement) に署名している認定機関による JIS Q 14065 認定を取得した機関であって、申請者から独立した地位にある者でなければならない。

### 2.2.3 保証水準

本基準における検証の保証水準は、合理的保証とする。

### 2.2.4 重要性

本基準における許容可能な重要性の量的基準値は、排出量全体の 5% とする。

### 2.2.5 温室効果ガス排出量の検証方法

検証機関は、算定対象範囲に係る温室効果ガス排出量を検証するに当たり、次に掲げるガイドラインのいずれかを用いることができる。

- ① 自主参加型国内排出量取引制度における「排出量検証のためのガイドライン」（環境省）
- ② 試行排出量取引スキームにおける「第三者検証機関による排出量検証のためのガイドライン」（内閣官房、経済産業省、環境省）

### 2.2.6 検証後に検出された事実

検証報告書提出後に検証報告書に重大な影響を与える可能性がある事実が検出された場合、検証機関は、適切な処置を検討した上で実施し、認証主体に報告しなければならない。

## 2.3 認証

認証主体は、カーボン・ニュートラル報告書及び検証報告書に基づき、申請者の取組が本基準にすべて適合していると判断する場合には、認証主体名で認証を与え、結果を申請者に通知するとともに、速やかに公表しなければならない。

### 2.3.1 認証に係る原則

認証は、基本原則に加え、次に定める原則に基づき行うものとする。

- ① 認証は、十分に詳細かつ包括的であり、正確で再現性のある結果が得られる科学的方法に基づき、検証可能な技術的根拠をもってなされなければならない。
- ② カーボン・ニュートラルを達成し認証を取得した旨の主張（以下「カーボン・ニュートラル宣言」という。）及びニュートラルラベルの表示により表される情報は、適切かつ正確なものであって、利害関係者等を誤解させるようなものであってはならない。
- ③ カーボン・ニュートラル宣言及びニュートラルラベルの表示によって表される情報は、製品等のライフサイクルにおいて関連する側面のすべてを考慮したものでなければならない。
- ④ カーボン・ニュートラル宣言及びニュートラルラベルの表示がなされている製品及びサービスの環境側面に関する情報は、購入者及び潜在的購入者が、認証取得者から入手可能なものでなければならない。
- ⑤ カーボン・ニュートラル認証のための基準類は、すべての利害関係者が入手可能な状態であり、原則として要求に応じて提供されなければならない。

### 2.3.2 認証の効果

認証主体から認証を受けた申請者（以下「認証取得者」という。）は、次のことを行うことができる。

- ① 認証主体に認証書の発行を求め、当該認証書を公表すること
- ② 消費者等に誤解を与えない限りにおいて、事業所、認証取得者が提供する商品、サービス等の任意の箇所において、カーボン・ニュートラル宣言を行うこと
- ③ 消費者等に誤解を与えない限りにおいて、事業所、認証取得者が提供する商品、サービス等の任意の箇所に、ニュートラルラベルを表示すること

### 2.3.3 認証の有効期間

- ① 認証取得者は、認証を取得した日から6月以内の任意の日から1年以内の期間で、認証の有効期間を設定することができる。
- ② 認証取得者は、有効期間内に限り、2.3.2に掲げることを行うことができる。ただし、有効期間内に新たにカーボン・ニュートラル認証の申請をした場合は、当該申請に対する認証が決定するまでの間を有効期間とすることができる。

### 2.3.4 認証取得者が認証後に順守すべき事項

- ① 認証取得者は、認証を受けた活動以外にカーボン・ニュートラル宣言又はニュートラルラベルの表示をしてはならない。
- ② 認証取得者は、カーボン・ニュートラル宣言を行う又はニュートラルラベルを表示する場合、当該目的、期間、場所等の情報を示すとともに、当該宣言又はラベル表示の案を書面により事前に認証主体に報告しなければならない。
- ③ 認証取得者は、ニュートラルラベルを表示する際は、認証主体、認証番号、認証主体の定めるウェブサイト、認証取得者名、対象期間、その他の必要な情報を必ず

明示し、公表しなければならない。

- ④ 認証取得者は、ニュートラルラベルを表示する際は、別に定める色、サイズ等を使用しなければならない。
- ⑤ 認証取得者は、ニュートラルラベルと類似したマークを使用してはならない。
- ⑥ 認証取得者は、ニュートラルラベルを表示する際は、別に定める表示方法に従い、消費者関連法規を遵守し、消費者に誤解を与えるような表示又は表現を避けなければならない。
- ⑦ 認証取得者以外の者は、認証取得者が提供するニュートラルラベル付きの部品等を用いて製造した自らの製品等にニュートラルラベルを表示する場合、認証取得者以外の者が認証を取得していると消費者等に誤解を与えないようにしなければならない。
- ⑧ 認証取得者は、認証主体の定めるウェブサイト等を通じて表3に定める事項につき情報提供を行わなければならない。
- ⑨ 認証取得者は、認証主体に当該認証に係る報告・証明等を求められたときは、認証主体の求めに応じなければならない。

表3 カーボン・ニュートラル認証時の情報提供項目

全般	認証取得者名
	活動の境界
	算定対象範囲
	カーボン・ニュートラル対象期間
	認証の有効期間
	カーボン・ニュートラル認証である旨
	認証ラベルの使用用途
排出量の認識	算定対象範囲における温室効果ガス排出源
	算定方法
	基準年及びカーボン・ニュートラル対象期間における対象活動による温室効果ガス排出量
	(任意) スコープ3 排出量の算定結果
排出削減	温室効果ガス排出削減量比較の為の基準年の排出量
	算定対象範囲における温室効果ガス排出削減の取組
	(任意) 算定対象範囲以外における、認証取得者の温室効果ガス排出削減の取組
	(任意) スコープ3 排出量の削減の取組
埋め合わせ	排出量クレジットの種類 (京都クレジット、オフセット・クレジット(J-VER)等)
	削減・吸収クレジットのプロジェクト名 (プロジェクト実施国・実施地域等の属地的情報を含む)
	削減・吸収クレジットのプロジェクトタイプ (風力発電、木質バイオマス燃料転換、森林管理等)
	削減・吸収クレジットの無効化状況・無効化方法

### 2.3.5 認証取得者の虚偽報告等に対する認証主体の措置

- ① 認証主体は、認証取得者のカーボン・ニュートラル報告書に虚偽の記載がある、又は、認証取得者が本基準に反しているとの疑義が生じた場合、当該事案の調査を行うため、認証取得者に資料の提供を求め、又は認証取得者の事業所等に対して必要な調査を行うことができる。認証主体は、認証取得者が当該調査に協力しない場

合、認証の一時停止又は取消をするとともに、その事実を公表することができる。

- ② 認証主体は、認証取得者のカーボン・ニュートラル報告書に虚偽の記載がある、又は、認証取得者が本基準に反していると認められる場合、当該事由の是正を勧告するとともに、その事実を公表することができる。認証主体は、認証取得者が是正措置を講じない場合、認証の一時停止又は取消をするとともに、その事実を公表することができる。
- ③ 認証主体は、緊急に必要と認められる場合、直ちに認証の一時停止又は取消をするとともに、その事実を公表することができる。

### 2.3.6 認証の一時停止、取消

- ① 認証取得者は、認証の一時停止の間、又は取消となった日以降、認証の効果を主張できない。
- ② 認証取得者は、認証を取り消された場合、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - a) 取消の事実の公表
  - b) ニュートラルラベルを使用している名刺、未出荷の商品等について、認証取消後1ヵ月以内のニュートラルラベルの表示の消去
  - c) その他消費者に誤解を与えないため、認証主体が必要と認める措置

### 2.3.7 認証の取下げ

認証取得者は、認証主体に対し、書面により、認証の取下げを申請できる。認証主体が当該申請を妥当であると判断した場合は、これを受理し、認証の効果は消滅する。認証主体は認証の取下げの事実を周知しなければならない。

## 第3章 カーボン・ニュートラル計画認証

### 3.1 計画申請

本基準に基づきカーボン・ニュートラル計画認証を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、別に定める様式に従い、3.2に定める計画検証を受検し、検証機関により発行された計画検証報告書を添えて、認証主体に対してカーボン・ニュートラル計画認証の申請を行わなければならない。

#### 3.1.1 申請における要求事項の適用

- ① 計画申請においては、カーボン・ニュートラル計画認証の実現に向け、2.1において要求事項として定められた取組のほか、3.1.2以下に定める取組を実行できる体制を構築しなければならない。
- ② 計画申請においては、2.1.1、2.1.2、2.1.3、2.1.5、2.1.6の要求事項を準用する。

#### 3.1.2 計画期間及び対象期間の設定

申請者は、次に掲げる要件を満たす計画期間及び対象期間を設定しなければならない。

- ① 計画期間の開始日は、計画申請の日から1年以内でなければならない。
- ② 計画期間の開始日から対象期間の終了日までの間は、2年以内でなければならない。

- ③ 計画期間の終了日は、対象期間の終了日から6月以内でなければならない。
- ④ 対象期間の開始日は、計画期間の開始日から1年以内でなければならない。

### 3.1.3 温室効果ガス排出削減の取組

申請者は、2.1.4の要求事項ほか、計画期間の開始日から温室効果ガス排出削減の取組を行わなければならない。

### 3.1.4 カーボン・ニュートラル認証への申請

申請者は、対象期間の終了日から6月以内にカーボン・ニュートラル認証の申請を行わなければならない。

### 3.1.5 取組の管理体制

申請者は、カーボン・ニュートラルの取組及び認証取得に必要なデータ収集、算定、記録、計画の変更に伴う体制の再構築を行うための適切で有効な管理体制を構築しなければならない。

### 3.1.6 計画申請の回数制限

計画申請は、同一の者によって一回に限り行うことができる。

## 3.2 計画検証

検証機関は、申請者からの依頼に基づき、申請者の取組が本基準の要求事項を満たしているかを審査し、別に定める様式に従い、計画検証報告書を発行しなければならない。計画検証は、JIS Q 14064-3に準拠するほか、次に定める要求事項を満たすものでなければならない。

### 3.2.1 計画検証における要求事項の適用

計画検証について、2.2.2、2.2.4、2.2.6を準用する。この場合において、用語については、「検証報告書」を「計画検証報告書」と読み替える。

### 3.2.2 計画検証の目的

計画検証は、申請者が作成したカーボン・ニュートラル計画書が本基準に適合しており、申請者のカーボン・ニュートラルの取組が確実に実施される体制が構築され、かつ、当該取組が確実に実施される見込みであるという意見を表明し、当該計画が認証主体に認証されることを目的とする。

### 3.2.3 保証水準

計画検証の保証水準は、原則として合理的保証とする。ただし、検証機関が合理的な理由を付して限定的保証とした場合、認証主体は、限定的保証である理由を勘案して認証可否を判断する。

## 3.3 計画認証

認証主体は、カーボン・ニュートラル計画書及び計画検証報告書に基づき、申請者の計画が本基準にすべて適合していると判断する場合には、認証主体名で計画認証を与え、結果を申請者に通知するとともに、速やかに公表しなければならない。

### 3.3.1 認証における要求事項の適用

計画認証について、2.3.1、2.3.4、2.3.5、2.3.6、2.3.7の定めを準用する。この場合において、用語については、表4のとおり読み替える。

表4 カーボン・ニュートラル認証と計画認証の用語の読替表

カーボン・ニュートラル認証	計画認証
カーボン・ニュートラル宣言	カーボン・ニュートラル計画宣言
ニュートラルラベル	ニュートラル計画ラベル
カーボン・ニュートラル報告書	カーボン・ニュートラル計画書
認証取得者	計画認証取得者

### 3.3.2 計画認証の効果

計画認証取得者は、計画期間の開始日からカーボン・ニュートラル認証を取得する日までに限り、次のことを行うことができる。ただし、計画認証取得者が計画期間内にカーボン・ニュートラル認証の申請を行ななかった場合、計画期間の終了日以降は行うことができない。

- ① 認証主体に計画認証書の発行を求め、当該計画認証書を公表すること
- ② 次に定める定型表現を用いて、計画認証を受けた活動についてのみ認証を取得した旨を表明すること（以下「カーボン・ニュートラル計画宣言」という。）、

計画認証取得者〇の△△（対象）に対する〇〇年から〇〇年（対象期間）のカーボン・ニュートラル計画が認証主体から認証されました。

- ③ 計画認証を受けた活動についてニュートラル計画ラベルを使用すること
- ④ 消費者等に誤解を与えない限りにおいて、事業所、計画認証取得者が提供する商品、サービス等の任意の箇所において、カーボン・ニュートラル計画宣言を行うこと
- ⑤ 消費者等に誤解を与えない限りにおいて、事業所、計画認証取得者が提供する商品、サービス等の任意の箇所に、ニュートラル計画ラベルを表示すること

### 3.3.3 計画認証取得者が認証後、計画期間中に順守すべき事項

- ① 計画認証取得者は、計画認証を受けた活動以外にカーボン・ニュートラル計画宣言又はニュートラル計画ラベルの表示をしてはならない。
- ② 計画認証取得者がカーボン・ニュートラル計画宣言を行う、又はニュートラル計画ラベルを表示する場合は、目的、期間、場所等の情報を示すとともに、当該計画宣言及び計画ラベル表示の案を書面により事前に認証主体に報告しなければならない。
- ③ 計画認証取得者は、ニュートラル計画ラベルを表示する際は、認証主体、認証番号、認証主体の定めるウェブサイト、計画認証取得者名、計画している対象期間、その他の必要な情報を必ず明示し、公表しなければならない。
- ④ 計画認証取得者は、ニュートラル計画ラベルを表示する際は、別に定められた色、サイズ等を使用しなければならない。
- ⑤ 計画認証取得者は、ニュートラル計画ラベルと類似したマークを使用してはならない。
- ⑥ 計画認証取得者は、ニュートラル計画ラベルを表示する際は、別に定める表示方法に従い、消費者関連法規を遵守し、消費者に環境保全上好ましくない誤解を与えるような表示又は表現は避けなければならない。

- ⑦ 計画認証取得者が提供するニュートラル計画ラベル付きの部品等を用いて製造された製品等を当該計画認証取得者以外の者が提供する際に当該製品等においてニュートラル計画ラベルを表示する場合、当該計画認証取得者以外の者が計画認証を取得していると消費者等に誤解を与えないようにしなければならない。
- ⑧ 計画認証取得者は、認証主体の定めるウェブサイト等を通じて以下の表 5 に定める事項につき情報提供を行わなければならない。
- ⑨ 計画認証取得者は、その他、本基準の定め反する行為をしてはならない。
- ⑩ 計画認証取得者は、認証主体が、計画認証取得者に対し当該認証に係る報告・証明を求めたときは、調査に協力し、情報を提供しなければならない。

**表 5 計画認証時の情報提供項目**

計 画 全 般	計画認証取得者名	
	活動の境界	
	算定対象範囲 (カーボン・ニュートラル) 対象期間	
	計画認証である旨	
	計画期間	
	計画認証ラベルの使用用途	
	排 出 量 の 認 識 計 画	算定対象範囲における温室効果ガス排出源 算定範囲・算定方法 基準年及びカーボン・ニュートラル対象期間における対象活動による温室効果ガス排出量 (任意) スコープ 3 排出量の算定計画
排 出 削 減 計 画	計画期間における温室効果ガス排出削減の取組計画 算定対象範囲における温室効果ガス排出削減量比較のための基準年度 算定対象範囲における温室効果ガス排出削減の取組計画 (任意) 算定対象範囲以外における認証取得者の温室効果ガス排出削減の取組 (任意) スコープ 3 排出量の削減の取組	
	埋 め 合 わ せ 計 画	削減・吸収クレジットの種類 (京都クレジット、オフセット・クレジット (J-VER) 等)
		削減・吸収クレジットのプロジェクト名 (プロジェクト実施国・実施地域等の属地的情報を含む)
		削減・吸収クレジットのプロジェクトタイプ (風力発電、木質バイオマス燃料転換、森林管理等)
		削減・吸収クレジットの無効化状況・無効化方法

### 3.4 計画認証後の計画変更

#### 3.4.1 変更の届出

計画認証取得者は、カーボン・ニュートラル計画の内容について、その変更により本基準の要求事項を満たさなくなるおそれのある変更しようとする場合は、当該変更を実施する日から起算して 30 営業日より以前に、その理由及び変更内容を示し、認証主体に計画変更届を行わなければならない。

### 3.4.2 計画変更の効果

計画認証取得者が計画変更届を提出した後も、認証主体により計画認証の一時停止又は取消を受けない限り、計画認証の期間が継続するものとして、3.3.2に定める認証の効果을主張することができる。

### 3.4.3 計画変更に基づく再検証

- ① 認証主体は、認証取得者の計画変更届出について、認証結果に影響が生ずるおそれがあると認める場合は、認証取得者に対して再検証の受検を指示することができる。ただし、認証主体が当該変更事由による認証結果への影響が軽微と判断した場合は、再検証を経ることなく当該変更を承認できる。
- ② 認証主体は、再検証の結果に基づき、当該認証取得者に、是正の勧告、認証範囲の変更、認証の一時停止又は認証の取消を行うとともに、その事実を公表することができる。

## 付属書 1 : 当分の間の特例

### 1. 検証機関の暫定的な要件

2.2.2における検証機関の要件にかかわらず、当分の間、JIS Q 14064-1 組織検証又は JIS Q 14064-2 プロジェクト妥当性確認、プロジェクト検証に申請し我が国における我が国における IAF (International Accreditation Forum) の MLA (Multilateral Recognition Arrangement) に署名している認定機関により受理されていることを要件とする。

なお、JIS Q 14064-1 組織検証においては、認定分野および CSR 報告書における温室効果ガス排出量のレビュー評価の有無を問わず、JIS Q 14064-2 プロジェクト妥当性確認、プロジェクト検証においては、認定分野の如何を問わない。

### 2. 平成 23 年度以前に発行された削減・吸収クレジットの取扱いに関する特例

平成 25 年 3 月 31 日までの間に限り、2.1.6 の要件を満たさない削減・吸収クレジットであっても、日本国政府または地方公共団体が発行している削減・吸収クレジットのうち、認証主体が別に認めるものについては、カーボン・ニュートラルのため無効化する削減・吸収クレジットの一部として用いることができるものとする。ただし、無効化する削減・吸収クレジットの総量の過半については、2.1.6 の要件を満たす排出量クレジットを用いなければならない。

### 3. 暫定的な認証主体

カーボン・ニュートラルの取組の実態に即して本基準の継続的な改善を図るため、当分の間、認証主体は環境省とする。

### 4. 計画認証日以前の取組

計画認証の申請日以前からカーボン・ニュートラル計画に基づく温室効果ガス排出削減活動等を実施している場合、次の要件を満たすものについては、計画認証の申請を行うことができる。

- ① 計画の実施開始日からの温室効果ガス算定対象範囲、算定方法が、申請内容と一致していること
- ② 計画の実施開始日からの温室効果ガス排出量の算定範囲、算定方法、活動量、原単位、排出削減、排出量の埋め合わせ等が検証可能であること
- ③ 計画の実施開始日から温室効果ガス排出削減が実施されており、申請内容と整合していること
- ④ 計画の実施開始日以降に公表・情報提供されてきた内容が、申請内容と整合していること
- ⑤ 計画の実施開始日からの、温室効果ガス排出量の算定範囲、算定方法、活動量、原単位、排出削減、排出量の埋め合わせ等の内容が、申請内容と整合していること
- ⑥ 計画の実施開始日後 1 年以内に申請しなければならない。ただし、平成 24 年 3 月 31 日までは、5 年以内であること

## 附則

この付属書の規定は、当分の間適用することとし、平成 25 年 3 月 31 日に廃止する。